



® 平成31年 1月18日(金)

No. 14853 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 (税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国知財の最新動向 第11回 中国の電子商取引法の制定と知財実務への影響……… (1)

中国知財の最新動向 第11回

中国の電子商取引法の制定と知財実務への影響

BLJ法律事務所
弁護士 遠藤 誠

I はじめに

近年、中国の電子商取引分野は、急速に発展している。「2017年度中国ネットワーク小売市場データモニタリングレポート」(中国語では「2017年度中国网络零售市场数据监测报告」)2という統計によると、2017年の中国国内におけるネットワーク小売

市場の規模は7兆1751億元であり、2018年には9兆3563億元となることが見込まれている。また、2017年の中国国内におけるオンラインショッピングのユーザーの規模は5億3300万人であり、2018年には5億6000万人となることが見込まれている。2017年の中国国内におけるB2Cネットワーク小売市場の

知的財産の内外権利化と権利行使

プライムワークス国際特許事務所

PRIMEWORKS IP Attorneys

【情報・電子】

代理 壺 *森下 賢樹
パートナー *村田 雄祐
パートナー 青木 武司
パートナー *真家 大樹
パートナー 菅野 茂
パートナー 山本 泰
パートナー 高田 寛人

弁護士 村上 雄一
弁理士 小澤 勝己
弁理士 吉川 太郎

【化学・材料・バイオ】

弁理士 小澤 一郎
弁理士 田中 康夫
弁理士 吉澤 大輔
弁理士 *野田 裕子

【機械・制御】

パートナー *三木 友由
弁理士 富所 輝観夫
弁理士 月成 俊介
弁理士 吉田 浩久
弁理士 岩井 広
弁理士 中田 洋二
弁理士 吉野 亮平

【通信】

パートナー *宗田 悟志
【商標】
弁理士 長谷川 綱樹
弁理士 *木村 純平
【法務】
弁理士(顧問) 横井 康真
中国 弁理士 張 高
中国 弁理士 米 國特許
弁理士(顧問) クレア ツオップ

〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西2-11-12 グリェック代官山
TEL 03-3461-3687 FAX 03-3461-3688 URL:http://www.primeworks-ip.com/

*付記弁理士(優害訴訟代理権付記)

シェアについてみると、「天貓 (TMALL)」³がトップで52.7%、「京東 (JD.COM)」⁴が2位で32.5%となっている。また、2017年の輸入越境電子商取引の規模は1兆7600億元であった。

中国政府は、電子商取引分野における立法について、2013年末から検討を開始した。電子商取引分野は非常に広範囲にわたり、且つ、知的財産権、独占禁止、税金、法的責任、処罰基準、越境電子商取引等とも密接に関係しているため、電子商取引法の立法に向けて何度も検討が重ねられ、繰り返し修正案が作成されたという経緯を経てきた。

以上のような背景の下、電子商取引の各主体の合法的權益を保護し、電子商取引の行為を規範化し、市場秩序を維持し、電子商取引の持続的な発展を促進するため、2018年8月31日、全国人民代表大会常務委員会は、「電子商取引法」(以下「本法」という)を制定・公布した⁵。本法は、2019年1月1日から施行される。

本法の体系は、図表1のとおりである。

図表1：電子商取引法の体系

第1章 総則	
第2章 電子商取引事業者	第1節 一般規定
	第2節 電子商取引プラットフォーム事業者
第3章 電子商取引契約の締結及び履行	
第4章 電子商取引紛争の解決	
第5章 電子商取引の促進	
第6章 法律責任	
第7章 附則	

II 電子商取引法の概要

全7章、全89条からなる本法の概要は、以下のとおりである。

1 「電子商取引」の定義及び本法の適用範囲

本法は、中国国内の電子商取引活動に適用される(2条1項)。

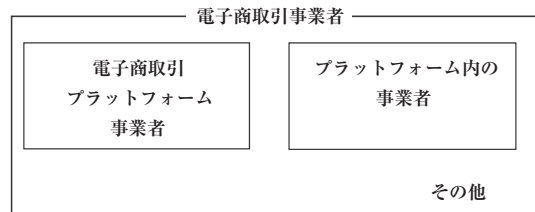
本法にいう「電子商取引」とは、インターネット等の情報ネットワークを通じて、商品を販売し又はサービスを提供する事業活動をいう(2条2項)。金融商品及びサービス、情報ネットワークを利用してニュース情報、音楽動画番組、出版及

び文化製品等のコンテンツを提供するサービスには、本法は適用されない(2条3項)。

2 「電子商取引事業者」、「電子商取引プラットフォーム事業者」及び「プラットフォーム内の事業者」の定義

本法においては、「電子商取引事業者」、「電子商取引プラットフォーム事業者」及び「プラットフォーム内の事業者」という概念が多く用いられている。そこで、これらの概念の定義が重要といえる。「電子商取引事業者」、「電子商取引プラットフォーム事業者」及び「プラットフォーム内の事業者」の各概念の関係については、図表2を参照されたい。

図表2：概念図



本法にいう「電子商取引事業者」とは、インターネット等の情報ネットワークを通じて、商品を販売し又はサービスを提供する事業活動に従事する自然人、法人、及び非法人組織をいう。これには、電子商取引プラットフォーム事業者、プラットフォーム内の事業者、及び自己のウェブサイトその他のネットワークサービスを通じて商品を販売し又はサービスを提供する電子商取引事業者が含まれる(9条1項)。

次に、本法にいう「電子商取引プラットフォーム事業者」とは、電子商取引において取引双方又は複数の者のために、ネットワーク事業場所、取引仲介、情報発信等のサービスを提供し、取引双方又は複数の者が独立して取引活動を展開できるようにする法人又は非法人組織をいう(9条2項)。

さらに、本法にいう「プラットフォーム内の事業者」とは、電子商取引プラットフォームを通じて商品を販売し又はサービスを提供する電子商取引事業者をいう(9条3項)。

本法の規定や問題点を検討するにあたっては、これらの概念をしっかりと区別する必要がある。